

令和3年度
東京都アレルギー疾患対策検討委員会
(第2回)
会議録

令和4年1月24日
東京都福祉保健局

(午後 7時03分 開会)

○環境保健事業担当課長 お待たせいたしました。ただいまから令和3年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会第2回を開催させていただきます。初めに、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にも関わらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます福祉保健局の健康安全部環境保健事業担当課長の金子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、注意事項が数点ございます。本日の会議はWEB会議形式での開催となります。円滑に進められますよう努めてまいりますけれども、機器の不具合等により映像が見えない、音声聞こえないなどございましたら、その都度、事務局にお知らせください。WEB会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点お願いがございます。

1点目は、ご発言の際には、挙手ボタンを押していただき、議長からの指名を受けてからご発言をお願いいたします。2点目は、議事録作成のため速記が入っております。ご発言の際には必ずお名前をおっしゃってからなるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。3点目は、議題に入りましたら、ご発言の際以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

まず、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の藤井よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 福祉保健局健康安全部長の藤井でございます。委員の皆様方にはお忙しい中、また遅い時間の開催であるにも関わらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会の開催に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

東京都では、平成29年度に東京都アレルギー疾患対策推進計画を策定いたしまして、アレルギー疾患対策の取組を進めてまいりました。本日の委員会では、前回いただいたご意見やこれまで都が実施した実態調査の結果、また国のアレルギー疾患対策基本指針の改正内容を踏まえまして、事務局から計画の改定案をご説明させていただきます。ぜひ、専門的な見地から率直なご意見、活発なご議論をいただけますと幸いに存じます。

そして、今後とも東京都アレルギー疾患対策へのご理解とより一層のご支援をお願い申し上げます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

○環境保健事業担当課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。資料は事前にメールと郵送でお送りしております。会議次第、委員名簿、資料の1から3、参考資料、今回2から6を郵送させていただいております。参考資料1の計画の冊子につきましては、申し訳ございませんが、以前にお配りいたしているものをご利用いただければと思います。不足等ございましたらチャットで事務局までお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員名簿を御覧ください。

なお、ご所属、役職につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。

できましたら、お名前をお呼びしたタイミングで画面とマイクをオンにいただき、音声確認も兼ねて一言ご発言いただければと思います。

まず、岩田委員でございます。

○岩田委員 岩田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願いたします。

続きまして、今井委員でございます。

○今井委員 昭和大学の今井です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願いたします。

石氏委員でございます。

○石氏委員 慈恵医大の皮膚科の石氏です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 川上委員でございます。

○川上委員 東京都医師会の川上です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 吉田委員でございます。

○吉田委員 小児総合医療センターの吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大久保委員でございます。

○大久保委員 大久保です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 新田委員でございます。新田委員はマイクオフになっているようです。続きまして、阪東委員でございます。

○阪東委員 国立保健医療科学院、阪東です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、村山委員でございます。

○村山委員 花粉の少ない森づくり運動の村山でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 高畑委員でございます。

○高畑委員 東京都食品衛生協会の高畑と申します。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 小野委員でございます。

○小野委員 東京都薬剤師会の小野です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大橋委員でございます。

○大橋委員 東京都看護協会の大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 小林委員でございます。

○小林委員 東京都栄養士会の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 前田委員でございます。

○前田委員 アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会、前田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 武川委員でございます。

○武川委員 認定NPO法人日本アレルギー友の会の武川でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 小浦委員でございます。

○小浦委員 東京消費者団体連絡センターの小浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

○環境保健事業担当課長 工藤委員でございます。

○工藤委員 瑞穂町健康課の工藤といいます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大田委員、山田委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。また、北村委員につきましては、参加が遅れているようでございます。続きまして、オブザーバーのご紹介をさせていただきます。

荒川委員でございます。

○荒川委員 南多摩保健所の荒川でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 オブザーバーの松本委員と山田委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

事務局の紹介につきましては、お手元の委員名簿、裏面にてかえさせていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、岩田会長にお願いいたします。岩田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田会長 よろしく申し上げます。次第に従いまして、本日の議題を進行させていただきます。議事に入ります前に、本委員会の情報公開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。

1、会議は、原則公開とする。2、また議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上2点、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 異議はないと判断いたします。

それでは、早速議題に入ります。

本日の議題は、次第にありますように二つとなっております。まず最初です。

東京都アレルギー疾患対策推進計画の改定について、事務局より説明をお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 資料1を御覧ください。

まず、今回の議事につきましては、アレルギー疾患対策推進計画の改定ということでございまして、アレルギー疾患対策基本法に基づき都において策定する計画が平成29年度から令和3年度、今年度までの5年間ということになっております。

施策の柱三つとその施策の土台ということで四つ、施策としては12の施策を策定しております。これが今年度末までの計画でございますので、今回皆様に計画の改定についてご意見をいただきたいということで、議事の一つ目となっております。

この計画の基となっております国の指針の改定のスケジュールでございますけれども、令和3年11月11日に骨子が公表されまして、現在パブリックコメントをしているところでございます。これを経て3月中に国の指針を改定するというところでございます。

また、東京都の計画といたしましては、本日この会議にて素案を公表させていただきます。また、ご意見を踏まえて2月にパブリックコメントを行わせていただきまして、東京

都においても3月末までに改定をしたいと考えております。内容について、担当のほうから説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 資料について、続けてご説明させていただきます。

2ページ目に行っていただきまして、現在の国の動きでございます。アレルギー疾患対策基本指針の見直し骨子が、11月11日に公表されております。アレルギー疾患対策基本指針については、平成29年3月に公表されまして、アレルギー疾患対策基本法に基づき厚生労働大臣が策定したものでございます。都道府県はこの指針にのっとりまして計画を策定することができるということになっておりまして、また、少なくとも5年ごとに、必要があると認めるときは変更しなければならないと規定されております。

東京都では、指針の内容にのっとりまして現在アレルギー疾患対策推進計画を策定しております。

11月11日に示されました改定の概要でございます。国の指針の改定に向けて国のほうでは協議会を設置しまして、そこで検討をしております。

指針の内容は、第1から第5までございまして、基本的な構成については変わりはないということでございます。

第1、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項、基本的な考え方の部分では、「免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。」というところが追記されるということでございます。

第2、啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項については、一つ目、「出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。」ですとか、外食・中食におけるアレルギー表示に関する取組について記載がされております。

第3、医療を提供する体制の確保に関する事項では、専門的な取組をより推進するために医療従事者として歯科医師、それから管理栄養士が明記される予定となっております。

また、平成29年の7月に報告された「『アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会』に基づく医療提供体制を整備する。」や、「拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。」ということが明記されております。

第4、調査・研究については、記載のとおりでございます。

第5、その他の事項の地方公共団体に関するものとしては、「地域の実情を把握し、拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供などアレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するように努める。」という形で現在示されております。

詳細については、参考資料の5及び6をご参照ください。

それでは、3ページ目をお願いいたします。

東京都アレルギー疾患対策推進計画改定の方向性という形でお示しさせていただきます。現在、東京都の計画については三つの柱で構成をしております。一つ目、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、二つ目、患者の状態に応じた適切な医

療やケアを提供する体制の整備、三つ目、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりという形で示しております。この計画に基づく取組を平成29年度から今年度まで実施をしております。

また、3歳児・施設調査をはじめ医療実態調査など調査を実施するほか新型コロナウイルス等の影響によるところもあるのですが、都民アレルギー講演会をWEBで開催する、施設関係者向けの研修についてもWEBで開催するなど対応してまいりました。

アレルギーを取り巻く状況の変化等についてですが、平成29年度からの5年間で大きな情勢の変化というものはなかったかと思えます。ただ、これまで都が実施してきた各種の調査等から得られた課題を真ん中の段に示してございます。

一つ目は正しい情報の普及、二つ目は医療の質及び提供体制、三つ目は施設における緊急時対応という形で記載しました。一つ目の正しい情報の普及については、膨大なインターネット情報から適切な情報を選択することが困難ということもあり、正しい情報の普及というものが必要であるというふうに考えております。

二つ目については、医療の質及び提供体制については、標準的治療の実施が十分に実施されていないですとか、看護師等医療従事者の医療参画が期待されている一方、十分に資質向上に取り組めていないことや、アレルギー疾患医療拠点病院と地域の医療機関との連携体制が整備されていないという状況が確認されておりますので、そちらを課題として挙げさせていただいております。

三つ目については、保育施設等に在籍する食物アレルギー患者などが増加しているという状況にございますので、保育施設等において誤食ですとか、緊急時の対応が必要になる事故というものもまた発生しております。

これらの課題を踏まえまして、施策の方向性としては、現状の取組を継続し、着実に対策を推進するとともに課題に対応した施策を展開していく必要があるというふうに考えます。

施策の柱Ⅰについては、普及啓発の強化・見直しを図りたいと考えております。

施策の柱Ⅱについては、医療従事者の資質向上や医療提供体制の整備をさらに推進してまいりたいと考えております。

施策の柱Ⅲについては、関係施設職員の人材育成、また緊急時対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的な内容については、資料1の3ページ目と併せて資料2、実際の推進計画の案を用いましてご説明させていただきたいと思えます。

まず、資料1の3ページ目、アレルギー疾患対策推進計画改定（案）でございます。

先ほど、施策の柱を三つご説明させていただきましたが、これらの施策の柱ごとに「新規」「充実」「継続」でそれぞれの施策について整理しております。

まず、施策の柱Ⅰ、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進についてです。施策の柱Ⅰでは、患者・家族への自己管理のための情報提供に取り組む内容について記載しておりますが、①から⑥まで整理させていただいております、それぞれ「充

実」「新規」と書いております。

具体的な内容については、資料2の11ページを御覧ください。

11ページ目、「都民がアレルギー疾患に関する正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境中の増悪因子の回避等に取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減につなげられるよう、最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、普及啓発を充実していきます。また、アレルゲンや増悪因子による影響を低減するため、大気環境の改善や花粉症対策等をさらに進めていきます。」と記載しておりまして、施策のⅠについては、充実を図っていきたいと考えております。

まず一つ目ですが、これまでアレルギー情報n a v i . を作成しまして、こちらを中心として専門的知見に基づく正確な情報を提供してまいりました。今後はこれらのサイトをさらに活用しまして、正しい情報の普及に努めるとともにこのサイトの普及というものを進めてまいりたいと考えております。

二つ目でございますが、こちら新たな取組として記載しております。国の指針でも記載されているところですが、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信を行っていきたいと考えております。

具体的にはアレルギー情報n a v i . に妊婦、乳幼児保護者等に対する情報を充実させて掲載するとともに乳幼児の保護者等を対象に普及啓発というものを実施していきたいと考えております。

三つ目でございますが、患者・家族等を対象にこれまで講演会を実施してまいりました。これらをインターネットを活用して配信するなど受講機会の拡大をさらに図ってまいりたいと考えております。

四つ目でございますが、デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応の案内ということで、こちらアナフィラキシー発生時などに緊急時にスマートフォンで参照できる音声・動画等を活用した案内を東京都アレルギー情報n a v i . に掲載することで患者・家族等の適切な対応というものを支援していきたいと考えております。

具体的には、現在、「緊急時対応マニュアル」というものがございまして、こちらをアレルギー情報n a v i . にPDFの形で掲載しているのですが、より操作しやすくしまして、患者・家族等にも使えるものとしていきたいと考えております。

続きまして、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報の展開でございます。こちら、毎年2月をアレルギー疾患対策推進強化月間といたしまして、広報を集中的に行うとともに区市町村ですとか関係機関の方々と連携して、アレルギー疾患に関する知識の普及を推進していきたいと考えております。

施策の2から5については、これまでの取組を継続して実施していきたいと考えておりますが、必要な文言の整理等を行いたいと考えております。

続きまして、資料2の19ページ目、それから、資料1でいいますと4ページ目になります。施策の柱Ⅱに関する説明です。施策の柱Ⅱでは患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備という形で記載しておりまして、都民がアレルギーの状態

に応じて適切な医療が受けられることができるようアレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組んでいきます。

具体的な施策については三つございまして、施策の6が医療従事者の資質向上でございまして、こちらをさらに充実していきたいと考えております。

これまで医師等に対する研修を実施するなど取り組んできたところですが、さらに歯科医師も対象といたしまして研修対象を拡大していきたいと考えております。

また、インターネットを通じて研修の動画を配信するなど、受講機会の拡大を図っていききたいと考えております。

三つ目の丸でございまして、薬剤師、看護師、栄養士等に対しても、研修を実施させていただいております。こちらにつきましても、インターネットを通じた研修動画を配信することなどによる受講機会の拡大を図っていききたいと考えております。

続きまして、施策の7でございまして、医療提供体制の整備です。

医療提供体制については、アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院を指定しておるところですが、こちらについては一つ目の丸で記載させていただいております。東京都アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院を指定するとともに、これらの医療機関のネットワークを強化していきます。

二つ目の丸は新しい取組でございまして、拠点病院・専門病院と地域の医療機関との連携強化や地域におけるアレルギー疾患医療を適切に実施できる医療機関の確保に取り組み、医療機関がそれぞれの役割に応じた適切な診療を実施し、円滑に連携できる体制を都内全域で構築していくということを書かせていただいております。こちら、昨年度の医療実態調査の結果から明らかになった課題に取り組んでいくというところでございます。

続きまして、21ページでございまして、こちらは引き続き継続して実施していくものでございます。

続きまして、資料2の22ページ、また、資料1でいいますと最後のページになります。

施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございまして、こちらは「患者・家族の様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実を図っていきます。また、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住・滞在する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供を行っていきます。このほか、災害時に備えた体制を整備していきます。」という形で記載させていただいております。

具体的な施策は四つございまして、施策の9については、一つ目の丸のところ「充実」という形で記載させていただいておりますが、こちら研修についてはオンライン等で実施することにより、インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大を図っていききたいと考えております。

施策の10については、二つ目の丸で、デジタル技術を活用した緊急時対応案内、先

ほども施策の I で説明させていただきましたが、こちらを施策の 10 でも記載しております。

もともと食物アレルギー緊急時対応マニュアルというものがございまして、こちらを施設等の関係者に対する研修等の資料としても使ってまいりました。これらをアレルギー情報 n a v i . で掲載しまして操作ができるような形に今後していくことで、さらに分かりやすいものにしていきたいと考えております。

続きまして、25 ページ目になります。施策の 11、事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進というものにつきましては、「充実」とさせていただきたいと考えております。

具体的には丸の二つ目でございます。社会福祉施設や学校等において、これまで緊急時対応に関するガイドブックやマニュアル等を周知しまして、各施設における体制整備を支援していきましてありましたが、こちらのところについても、先ほどご説明したとおりインターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大を図っていききたいというところで「充実」とさせていただいております。

続きまして、施策 12、災害時に備えた体制整備です。こちらについてもインターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大というところで「充実」とさせていただきたいと考えております。

議題 1 に関する説明は以上になります。

○岩田会長 ありがとうございます。まとめた形でご説明を受けましたが、内容的にはかなり多い部分がございます。これからやる方向性を「充実」と「新規」というふうに分けてご説明ありましたが、それぞれ委員の皆様方からご質問等受けたいと思います。いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 前田です。ありがとうございます。

二つほど用意してきたんですけれども、そのほかに 1 点、単純なところで記載の問題でちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、資料 1 の最後のページの施策 10 の①番の文言と資料 2 の 23 ページの施策 10 の一番上の丸の文言が、「社会福祉施設や学校等」というのと、「社会福祉施設等」になっているのとちょっと違っているなと思ひまして、これ統一されるのかどうかちょっと確認だけさせていただきたいと思ひました。

○岩田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 ご指摘いただきまして誠にありがとうございます。細かい文言につきましては現在も調整しておりまして、今回の意見を踏まえて検討させていただきたいと思ひますが、今の内容につきましては、もともと「社会福祉施設等」という言葉と「社会福祉施設や学校等」という部分がございます。表現は統一していきたいと思ひております。

○前田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 そのほかいかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 ありがとうございます。では、先に発言させていただきます。

まず、外食・中食のところなんですけれども、こちら、厚労省のアレルギー疾患対策推進協議会のほう、私、委員として参加させていただいております、その中で何とか積極的に進めていただきたいという発言をさせていただいております。その中で消費者庁のほうから関係の業界と連携して協力して積極的に進めますというふうに言っただいて、積極的に進めるということになっていると思うんです。外食・中食のほうはなかなか目に見えた進み具合というのは見えなくて、でも進めると言っただいたので、東京都としてこれから何ができるのかなと思っておりまして、今、東京都でやることはやはり啓発、患者さん自身も外食・中食の表示にルールがないということを知らなければいけないし、業界の方もぜひさらに知識を深めていただいて、何かこういうことをしましようと言ったときにお互いに協力していけるように、そういう啓発のほうを取り組んでいただければと思います。それが1点です。

もう一つは、資料1の最後のページですけれども、施策10のところ、①番、③番です。社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上はどの施設でも言えることなのだろうと思うのですけれども、③番に関しては学校だけが述べられているのが何か違和感があると思います。施策11のほうでもそう見えるので、何か理由があるのかと思っています。できれば、誰でもという文言で書かれるといいと思います。

そして、その情報がアレルギー情報navi.のほうにプールされていくような仕組みがあるととてもいいと思います。また、できることなら区市町村のほうにもそういう形が下りていくのが患者さんが望んでいることではないかなと思います。ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。二つご意見を賜ったと思いますが、どうでしょうか。外食・中食等については何か具体的にこれから考えておられることはありますか。

○環境保健事業担当課長 外食等事業者に対しまして、これまでの施策4の中で飲食店等において、利用者のアレルギーに関する情報を適切に提供できるような普及啓発、資料を配付するなどして普及啓発を行っているところでございまして、これにつきましても、前田委員のご意見も踏まえまして、引き続き東京都のほうで普及啓発に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。ちょっと付け足しで大変恐縮なんですけれども、外食等々ではないのですが、子どもたちが食べる可能性のあるお菓子で輸入物は輸入した業者が内容を日本語で書いてあると思うんですけれども、その監督というのはどうなっているのでしょうか。こんなこと申して恐縮なのですが、たまたま今日、私が見ております患者さんがまさに輸入のお菓子を食べ、その方は牛乳アレルギーなのですが、

牛乳の記載はないんですけれども、どうも怪しい、チョコレートがかぶさっているお菓子で少し咽頭違和感とか搔痒感を感じたという、たまたまそういうことがありましたので、改めて輸入ということについてもどこかしっかり監督すべきかなと思った次第です。直接、東京都の監督ではないのかも分かりませんが、そういうこともあったということでお伝えいたしました。

○環境保健事業担当課長 ご意見ありがとうございます。事務局のほうでどのような体制を取られているかを確認した上で、また計画に残せるかも含めて検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岩田会長 それから、先ほどの2点目の文言の整理統合というのは、これからの作業ということでしょうか。

○環境保健事業担当課長 文言の整理についてはこれからでございますし、これは東京都の事情でもございますけれども、それぞれ各部署も取組を明確にするような書き方をしているという、現行の計画は例えば施策の10は福祉保健局、教育庁、東京消防庁と書いてございますけれども、それぞれの取組を明確にしながらこの計画を書いているところもございますので、そういうところの調整も踏まえて、内容についてはまた書き方、言葉の使用については検討していきたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。そのほかご意見、質問等いかがでしょうか。

小浦委員、いかがでしょうか。手を挙げられましたが。

○小浦委員 ありがとうございます。今、アレルギー表示のことが出ておりましたので、関連して私のほうからも一つお聞きしたいんですけれども、資料2の16ページのところなんですけれども、施策4で一番最初の丸のところに「アレルゲン表示の適正化を図る」というふうな書き込みがあるんですけれども、「適正化」というのはどういったことを意味されているのか、確認して質問したいと思いますのでお願いいたします。

○岩田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 施策の4の一つ目でございますけれども、これにつきましては、あくまでも食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲンということでございますので、容器包装されたもので7品目でしたか、特定の物質という形になりますけれども、この法律に基づいて表示しなければいけないものについて適正化を図るということで監視指導等を行いますという形でございます。先ほどお話しさせていただきました外食・中食、これについては今、義務付けはないというところで、こちらについては普及啓発を努力していくという思いを持ってこの書き方をしておるということでございます。

○小浦委員 ありがとうございます。そうですね。容器包装のところの裏面といいますか、一括表示のところに内容、材質ですとか小麦粉を含むとか、そういう書き方は法律で記載しないとイケないということになっているので、大体の商品には記載されていると思います。私が思いましたのは、商品によっては特出しでアレルゲン、これこれを使っていますとぱっと見た目に分かるような表示がしてあるものが結構あるんですよね。私は「適正化」というのを読んだときに、分かりやすい表示かなというふうに一瞬思い

ました。保護者の方にしろアレルギーを持っているお子さんにしろ、自分で選ぶときにそういう細かい表示を見なくても親切にぱっと見た目に分かるような表示がしてある商品が増えるといいなと思ったものですから。そこまで東京都で指導はできないのかもしれないですけども、なるべくそういったぱっと見た目に分かる表示がしてあるものが増えるということも一つ対策として考えてもいいのではないかなという思いを持ったものですから発言させていただきました。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。その辺よろしく願いいたします。

ちょっと順番で今井委員、いかがでしょうか。

○今井委員 ありがとうございます。内容かなりボリュームがあるので、どこをどのように指摘すればいいのかというのはちょっと迷うところではあるんですけども、施策1個1個自体は非常にすばらしく書いていただいていますけれども、逆に言うと、ここまで書いて本当にそれが実現するのかというところがちょっと心配なところではあります。

例えば、拠点病院と医療連携をスムーズにシームレス化していくような取組をすると書いてありますけれども、じゃあ実際それをどうするのかとかいうところを、ここはそこまで書き込むことはないのしょうけれども、ある程度そこは書く以上は、5年後にはそれらが達成されていることを期待して書くというふうに理解して読んでよろしいのでしょうか、内容的には。

○岩田会長 このあたり具体的な手段等、決まっているか否かということに関係すると思いますが。

○今井委員 すみません。もう一点よろしいでしょうか。申し訳ないですけど。

○岩田会長 どうぞ。

○今井委員 すみません。かなりnavi.に依存するような施策が多いと思うんですけども、ホームページですね。ただ実際、ホームページに携わるマンパワーというのはそこまでいっしょらないんじゃないかなというふうには危惧するんですけども、そのあたりは、例えば担当者を増やすであるとか、予算等に関してもめどは立っているというふうに理解してよろしいでしょうか。併せてお願いします。

○岩田会長 よろしく申し上げます。

○環境保健事業担当課長 まだ現段階で来年度、再来年度の予算がどうだというお話は非常に難しいところがございますけれども、我々としてはこの計画に書く以上、5年後を見据えてそれまでの来年度以降、この年度にこういうことをして、その次にはこういうことをしてと行けば5年後、最終的に拠点病院との連携が今の体制よりも確保できているということを想定してこの計画に書かせていただいております。

ホームページにつきましても、後ほどまたご説明をいたしておりますけれども、非常に大変申し訳ないんですけども、この委員会の先生も含めていろいろな先生方にもご協力いただいてバージョンアップしているというところがございます、ホームページについてもさらに分かりやすくしていければというふうに考えているところでござい

す。

○今井委員 分かりやすくしていくというよりも、その体制に関してはどのようにお考えなのかということ。あと例えばほかの省庁とか、東京都でもやっていたらっしゃるかもしれませんが、全ての項目ということではなくていいと思いますが、各代表的な施策に関しては、例えば数値目標を作るとかという考えはないでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ご意見ありがとうございます。今のところ数値目標としてこの数値がこのぐらいというのが難しい内容が非常に多くて、現段階では数値目標をなかなか決められないということが我々としての思いではございます。

また、ホームページの体制につきましては、今現状で東京都の我々の部署にアレルギー担当がおりますけれども、その者と健康安全研究センターという部署がございまして、こちらで研修であるとか普及啓発をやっておりますので、その体制で今、東京都としては現状の体制を維持することでホームページの維持管理ができるのではないかとというふうに考えております。

○今井委員 すみません。今の時点で数値目標を立ててくださいということではなくて、今後、数値目標を立てていったほうが施策に対してそれが有効だったのかとか、さらに次の改定のときにより違う施策をするべきなのかどうかということところは明確になるから、今後はしていくことがいいんじゃないのかなと思うことと、あとは、かなり業務としてはnavi.に関して増えると思うんですね、今回の施策を見てみると。そうすると、今までの現状でも十分なnavi.の情報更新であるかということが行われているかということ、必ずしもそうでもないと思われる中で、現状の体制で十分であるという考え方に関してはちょっと私は疑問に思います。

以上です。

○環境保健事業担当課長 ご意見ありがとうございます。

○岩田会長 navi.については、また議題の2でもご説明があるかと思えます。大きな課題かと存じます。取りあえず今井先生、よろしいでしょうか。

○今井委員 結構です。ありがとうございました。

○岩田会長 では、武川委員、お願いいたします。

○武川委員 武川です。よろしくをお願いいたします。東京都のアレルギーnavi.、かなりしっかり作ってありましてありがたい、と感謝しております。先日も利用させていただきました。今回ちょっと気になっているのが、先ほど今井先生もおっしゃってましたが、施策7の医療提供体制の整備というところでは、アレルギー疾患の患者さんの一定数は、複数の疾患にかかっております。最近の相談例でも、眼科で緑内障、耳鼻科で花粉症、呼吸器内科でぜん息を診てもらっている方ですが、最近、咳と痰がひどく、既存治療薬だけでは治まらず、緑内障に対するお薬の考え方も各医師ともバラバラで、どの科に相談したらいいか分からなくなり電話しましたとの相談でした。結局は呼吸器内科で相談する事にされましたが、アレルギー疾患が複数臓器にまたがっていると、うちでは診れない、といわれて断られたりするわけです。各々の医師が、自分はアレルギーやって

いるけれども、それは専門じゃないので他で診てもらって、と言われ、どうすればいいのか悩んだときに、いわゆる“アレルギー難民”を起こしてしまうという相談が現実あるわけです。これが解決されるためには、例えば眼科領域においては、こういったところの地域のネットワークで、連携してきちんと診ていただけるのか、疾患別に全てというわけではなくても、やれるところから始めてみてはどうか。例えば都立病院ですと、眼科を中心とした複数科のグループの中でチーム医療をすとか、いわゆる好事例をあげて広げていくという道標がないと、5年後も結果的には掛け声だけで一步も進まなかったというような事になりかねないと危惧しております。

もう一つは、ぜん息患者がお世話になる呼吸器内科、呼吸器アレルギー科についてです。今、コロナ禍でもあり、そういった標榜をしている診療科が偏在し、かつ少ない。ぜん息患者が急な発作を起こした時、呼吸器アレルギー科で診てもらえるか、質的に本当に大丈夫だろうか、というようなことも気になります。そういう個別の情報が、こういったところから見える、分かるようなものにしていただけたら、より患者にとっては使いやすいということと、先ほど今井先生もおっしゃっていましたが、私からも、やはり一つの施策の確認としてP D C Aというのが民間ではよく使われています、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nという中で、いつまでに何をどうするのかと。そのときにできなかったときはなぜできなかったのか。どうすればできるようになるのか、ということが非常に大事だと思います。追及するという意味でなく、明確にできるところから始めてみては、ということです。

特に、医療提供体制というのは、私たち患者団体が当初からお願いしている一つの大きな柱です。やはりどこに住んでいてもきちんとした質の高い、標準治療を受けられること。それとどの科・どの病・医院で診てもらえばいいのか、患者には分かりません。ですから、そういった問題の解決策として、トータルアラジストを育成することで日本アレルギー学会でも一生懸命頑張っていただいております。これらに呼応しながら、東京都でも中心となる施策を進めていっていただくと、患者としてはすごく期待できます。

○岩田会長 まさに東京都も連携を充実させ、新しい組織も作りたいということでございますが、事務局のほうからは何か今の武川委員のご意見に対して付け加え等ございますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 今回、医療提供体制の整備というところで、「新規」ということで書かせていただきましたけれども、おっしゃるとおり今回の医療実態調査の中でも標準的治療を行っている医療機関の数が少なかった。また、連携できる病院がないというお答えもあったということもございまして、二つ目の新規の事業として、適切に実施できる医療機関の確保に取り組むとともに、地域においてアレルギー疾患医療を行う病院、また拠点病院・専門病院がそれぞれ役割に応じた適切な診療ができるように連携体制を確保していきたいということが今回の「新規」でございますので、まさに武川委員のおっしゃった地元で適切な医療にかかれるということが今回の計画の大きな目標

でもございますので、その部分については、施策の7の二つ目のところで対応していく、努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

では、阪東委員、いかがでしょうか。

○阪東委員 阪東でございます。

新しい計画、充実項目とか新規項目とかを増やしていただいて、精力的に東京都さん頑張っていらっしゃるなと思って感心しておりますが、幾つか気になるところがありましたので発言させていただきます。

まず一つが、先ほど今井委員もおっしゃっていたんですけれども、計画を作るときには、数値目標とまでは言わないまでも最終的にそれがどれぐらいどう進行したかとか、どこまで達成できたかということはどこかで評価していかなければいけないわけで、その評価方法をどうするかというところは、一応念頭に置きながら計画を作る必要があると思っています。

特に今回「充実」とか「新規」とかで力を入れているところは、普及啓発の部分だと思うんですけれども、普及啓発としては、講習会を行うとか、情報を提供するとかというふうな書き方をしているので、こちらが講演会を何回開催したとかコンテンツを幾つ出したとか、そういう数値が出てくると思うんですけれども、結局、普及啓発というのはどれぐらい対象とした方々、一般の方とか医療従事者とかそういった方々に届いたかというところまでを把握しなければいけないと思いますので、その部分をどう見ていくかというところを考えていく必要があるのかなと思いました。

細かなところで気になったのは、これは国の改正を受けて今回見直すわけですが、国の改正内容の中で、例えば、医療従事者の中に歯科医師や管理栄養士を明記するというふうにありますよね。そうした場合に都の計画の中にはまだ歯科医師という言葉が出てきていないような気がするんですけれども、一応、国の改正に合わせるのであれば、そういったところも明記されてはどうかかなと。もし見落としていましたらごめんなさい。歯科医師向けの講習会とかコンテンツとか、さらに充実させていく必要があるのかなと思いました。

それから、アレルギー対策の広報を集中的に行うということで、2月を強化月間として行いますというふうに書いていらっしゃいますけれども、なぜ2月なのかというのも若干気になりました。2月に特にアレルギーが多いとか、例えば花粉症に備えてこの時期にやるのが有効だからとか何か理由があるのであればすごく分かりやすいので補足していただけるといいかなというふうなことを思いました。

後はインターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大、これが結構いろいろな施策のところでも何回も登場していますけれども、冒頭に申し上げたことと重複するかもしれないのですが、コンテンツを幾ら充実させても結局見ていただけるかどうかという、そこが一番大事になってきますので、受講していただくことに対するモチベーションのようなものをどう付加していくかというところにもう一工夫があってもいいのか

など思いました。どれぐらい動画配信を見てくださったかとか、あるいは動画配信を見た方に対して、例えば修了証なり何かポイントを差し上げるとか、学会とかと連携して見ると専門家としてのポイントが加算されるとか、そういうものがあると動機づけになるかなと思うので、そこら辺のところまでもう一つ踏み込んだことがあると、よりよろしいかなというふうに思いました。

あともう一つ。妊産婦とか乳幼児とかそこにも力を入れていращやっと思ったんですけども、この部分については、多分、母親学級、両親学級とかそういったところでの保健所の活動とも何か連携してやっていくことができると思ったので、そういったことも視野に入れて取り組んでいっていただけたらと。こういうのは計画に入れなくても今後、具体的な方針を作っていく段階でお考えになることなのかもしれませんけれども、一応お伝えしておきます。

以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。様々なご意見を賜ったと思いますが、事務局のほうから何かございますか。

○環境保健事業担当課長 まず、普及啓発のどの程度皆さんに届いたのかというお話でございますけれども、これにつきましては、以前から引き続きということになりますけれども、普及啓発の回数であるとか、どの程度の参加者があったのか、navi.についてもどの程度のアクセス数があるのかという、後ほどご説明いたしますけれども、この委員会のほうで毎回報告をさせていただいているところでございます。これにつきましては、引き続きその結果についてはご報告をさせていただく予定でございます。

2点目の歯科医師につきましては、施策の6の部分ですね。栄養士につきましては、東京都の計画以前から入っておりますけれども、歯科医師につきましては今回医療従事者の資質向上ということで記載させていただいております、歯科医師に対しても研修、講習を行っていきたいと思っております。また内容については、今後関係者や皆さんとご相談させていただければと思っております。

三つ目でございますが、集中的な広報はなぜ2月かというところで、阪東先生からも花粉が2月から飛ぶからというお話もございましたが、まさにそのとおりでございます、まず一つはそういう時期的なものもございます。もう一つは、アレルギー協会のほうでアレルギー週間を定めていて、国もイベントを行っているというのが2月にございますので、東京都としては、その週間を延ばした形で1か月かけて集中的に広報したいということで2月にさせていただいております。

あと、研修の動画配信、受講のモチベーションというところでございますけれども、これも学会と協力させていただいて受講するとポイントになるというところもこれまで加えておりましたので、これについても引き続き行っていく予定でございます。

あと、妊産婦、乳幼児につきましては、先生からご意見のあったとおりでございます、今後、例えば母親学級、例えば、母子手帳をいただくときに周知するなどの方法も考えた上で、できるような対応を取っていきたいとのことで今回記載させていただきま

した。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。では、次、移ります。

○新田委員 新田でございます。

○岩田会長 どうぞ。

○新田委員 私のほうからは施策の2についてちょっとコメントさせていただければと思います。

この大気環境の改善というところは、このアレルギー疾患対策の中ではやや副次的な施策かなというふうに理解しておりますが、一方で、非常に重要な環境問題でもあります。東京都は国に先掛けて大気環境の改善に取り組んできたという、これまでの歴史的な経緯もございますし、この施策2は今回の改定ですと「継続」という扱いになっておりますが、国際的にも非常にこの点強い政策展開が行われているという現状で、環境局自身ももっと強い政策を打ち出されているのではないかと理解しております。ですから、ここの施策2のところも、ちょっと「継続」というよりはもう少し前向きな何か改定があってもしかるべきかなというふうに思いました。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。重要なお指摘ですが、いかがでしょうか、事務局は。

○環境保健事業担当課長 今、新田委員のおっしゃいましたとおり、現在、環境局が担当している業務をお書きいたしました。大気環境の改善がアレルギーの軽減につながりますので、環境局に内容を確認いただいております。先生のご意見も踏まえて、もう一度環境局のほうにはお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○岩田会長 よろしくお願いたします。

では、村山委員、どうぞ。

○村山委員 先ほど、花粉症関係のお話が出たので、一言言わせていただきたいのですが、施策の3に花粉情報の飛散情報の提供というのがあるのですが、現在、東京都が公表している花粉の飛散量というのは、三多摩地区だと前日の花粉数、それも週末を挟んでしまうと金土日の3日間が月曜日に報告されるという形ですね。そして23区では、もっと遅れて実際2日か3日前の花粉数が公表されるという形なんです。現実には花粉症の方が花粉のばく露を避けるためには、今日、あるいは今、花粉がどのくらい飛んでいるかというのが一番重要な情報だと思うんですよ。それが今、患者さんには伝えられていない。

一方で、国がやっていた環境省の「はなこさん」という、1時間ごとの花粉濃度のデータというのが今年の3月の末で終了になってしまうんですね。そうすると、ほぼリアルタイムで今の花粉がどのくらい多いのか少ないかという情報が東京周辺からは全く消えてしまいます。昔は東京都は東京花粉ネットという形で1時間ごとの観測値を公表していたのですが、それが現在の情報ははっきり言うと大幅に後退しているという状況で

す。

環境省がやめるということになると、今どうなのか、今日どうなのかというのが全く分からない状態になってしまうわけで、これもう一回、東京都内も今観測地点が12ぐらいあると思うのですが、全部とは言わないですが、1時間ごとの花粉濃度をほぼリアルタイムで都民に伝えるというシステムを復活させるということは全く考えていないのでしょうか。非常に重要な問題だと思うんですけども、特に東京都は花粉症の患者が非常に多い地域ですから、ぜひその辺は検討していただきたいなと思っています。

○岩田会長 ありがとうございます。具体的なご指摘ですが、いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 今回、国のシステムも止まったということもございまして、実際に正確に測定できる測定機器がないという状況もありますし、東京都も数年前に情報の提供ができなくなったということで止めざるを得なかったというふうに聞いております。実際に村山先生のおっしゃるような必要性は理解しておりますけれども、今、現状としてすぐにこれをやれるという状況ではないというのが事実でございます。情報が重要だというご意見につきましては、当然我々も理解しているというところでございますが、現状では残念ながらそういう対応が取れる状況にないというところでございます。

○村山委員 せめて23区の飛散情報というのを次の日に公表できるという、そういう体制は作れないんですかね。

○岩田会長 いかがですか。

○環境保健事業担当課長 現行の体制としては、東京都の保健所が多摩地域にあるということで、多摩地域につきましては、東京都の職員が実際に測定をしているということもございまして、区部につきましてはそれぞれお願いをしているという部分がございますので、そういうものができるかどうかも踏まえて、ご意見いただいたことを踏まえて、対応できるかどうかも含め検討はしていきたいというふうに考えています。

○岩田会長 こういう回答ということですが、将来を期待したいと思います、よろしいでしょうか。

前田委員は再度の挙手ですね。どうぞ。

○前田委員 そうです。ありがとうございます。

資料2の27ページになるのですが、
「区市町村との連携・協力を強化していきます。」ということを書いていただいておりますけれども、広く捉えさせていただいています。それで、今、東京都ではこのように会議体があって皆さんで情報共有ができている状態がありますけれども、これがその先の区市町村となったときにどうなのかなというのは、ずっと課題だなと思っている部分で、まだ実感として区市町村までこのような共有はできていないんじゃないかなというふうに感じています。

東京都の中で、進んでいらっしゃる自治体もあるかもしれないですけど、進んでいない部分に対してどう取り組んでいただけるのかなというのを伺いたしたいと思います。居住地域によって、例えば保育園に通っているお子さんですと、公立園と私立園に通っているお子さんが違う対応をされることなく同じような対応をしていただけるように知

識の普及が必要だし、保育士さん側からもとても要望があるのです。アレルギーのことが分からないという、そういう部分でやはり横の連携ですとか地域の連携とか非常に大切だと、そして一箇所に情報を集めて皆さんに還元できる仕組みができないかとずっと思っているんですけど、どうしたらいいんでしょう。質問も含めましてどのようにしていただけるのか教えてください。

○岩田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 実情としまして、前田委員もおっしゃるとおり区市町村について、アレルギー疾患対策のある部署が、教育であるとか保育であるとか保健所等、様々ある。そういう様々な部署が地域の実情に合わせて対応しているところでございます。一方、法の中で例えば区市町村が行いなさいというような強制力があるものではなくて、アレルギーの基本法自体が理念法で地方公共団体はこうあるべきみたいなあるべき論になっているというところでございまして、強制的に何をやりなさい、これをやりなさいというのがない以上、区市町村の対応に幅が出てしまうというのが今の現状でございます。そういう中で都としては、例えば研修の実施であるとか区市町村の研修等に対する財政支援を行っておりまして、区市町村への取組支援、技術的助言、そういうものを含めて計画に記載をしているところでございまして、引き続き区市町村取組を支援するというのを続けていくのと、この計画改定、国の指針改定を契機に今後、区市町村との連携を強めていきたいと思っておりますが、いかんせん先ほどもお話ししたとおり、法のたてつけもございますものですから、東京都としてその連携の努力をしていくという状態が今の段階かというふうに思っております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。かなり課題はあろうかと思えます。そろそろこれまでのことも踏まえまして格別のご意見等はいかがでしょうか。時間的にはちょっと押し過ぎてまいりました。もしもよろしければ、次の議題2に移りたいと思えます。

東京都アレルギー情報n a v i . についてでございます。事務局、よろしくお願いたします。

○事務局 議事の2につきまして、事務局よりご説明させていただきます。資料は資料3を御覧いただければと思います。

これまでご説明はしていますが、東京都ではアレルギー疾患に関する総合サイト「東京都アレルギー情報n a v i . 」を開設いたしまして、都民の皆様、保育施設、医療機関の皆様にアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでおるところでございます。

1枚目のスライドがその概要でございますけれども、疾患の知識をはじめ講演会、研修情報、医療機関の情報、医療関係者向けの情報など多岐にわたって情報を掲載しております。

次、2枚目のスライドになりますけれども、東京都アレルギー情報n a v i . の監修についてでございます。掲載内容につきましては、医学的な観点から正しい情報となっ

ているのか、また、患者、都民の皆様の視点から分かりやすいサイトとなっているのかということ監修することにしております。

東京都アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院の先生方にご協力をお願いいたしまして、アレルギー疾患対策検討部会という会議体におきまして議論を行っております。その結果をこの委員会でご報告させていただいているところでございます。

アレルギー情報n a v i . に記載をしております監修者につきましては、現段階では監修していただいた個別の先生のお名前を掲載しておりますけれども、今後はこの東京都アレルギー疾患検討委員会という表記に記載させていただく予定です。

また、患者（都民）の視点からの監修を行うために監修の内容に合わせまして、患者団体の方にもご協力をお願いする予定でございます。

一番下の四角になりますが、今年度行う監修内容についてご説明いたします。今年度は三つの疾患について、最新のガイドラインに沿った内容となっているか確認をさせていただく予定になっております。

具体的には昨年度見直しができませんでしたアレルギー性結膜炎、今年度ガイドラインの改訂が行われたアトピー性皮膚炎と食物アレルギーになります。アレルギー性結膜炎は、日本大学医学部の庄司先生に、アトピー性皮膚炎は、日本医科大学付属病院の佐伯先生、食物アレルギーを昭和大学の今井先生と国立成育医療研究センターの福家先生お二人をお願いしております。

検討部会は2月に開催する予定になっておりますので、また検討結果については共有させていただきます。

次、3枚目のスライドになります。ここからはアレルギー情報n a v i . のアクセス状況についてご紹介させていただきます。

一つ目、一番上のグラフは、福祉保健局で集計しましたサイトにアクセスした数になります。サイト全体では1か月当たり7万から16万アクセスと月によって増減がある状況です。これは花粉の飛散情報を掲載している関係で、花粉の飛散時期は閲覧者が多い傾向になっております。花粉情報以外のページにつきましては、1か月当たり4万から5万程度のアクセス数で推移をしております。

二つ目のグラフですけれども、こちらはG o o g l e アナリティクスという解析ツールを用いまして解析した結果でございます。こちらはツール導入後の6月以降のデータになります。

まず、ユーザー数というものですけれども、平均3万弱のユーザーとなっております、月によって変動をしております。9月から11月にユーザーの増加が見られておりますが、先ほど申し上げました花粉の影響と考えております。資料に記載はしていませんが、最も多く見られているページは、花粉情報のページですが、花粉以外ではアトピー性皮膚炎のよくある質問ですとか、食物アレルギーの緊急時対応が多く見られている状況です。

また、昨年度12月には研修の動画の配信が始まりましたので、ここ数か月で動画の

閲覧数が増えてきております。

4枚目のスライドになります。こちらもアナリティクスの解析結果ですが、ユーザーの地域としては東京都が最も多く、神奈川、大阪、埼玉と続いております。

参照元、メディアとしましては、G o o g l eからの検索が圧倒的に多くなっておりまして、次いでY a h o oの検索、3番目に多い直接訪問というのは、直接URLを貼付けてアクセスしているもので、例えばブックマークですとかお気に入りなどに保存されているURLから直接サイトにアクセスするといったものになります。

性別を見ますと、6割が女性の方、年齢では20代から40代の方が多く利用している状況です。アクセスデバイスとしましては、75%がモバイルとなっております、多くの方がスマートフォン等からアクセスしている状況です。

以上のようにG o o g l eアナリティクスを用いて解析しますと、これまでより詳細な解析が可能となりますので、この結果を基にしまして、今後のアレルギー情報n a v i . の啓発ですとかアレルギー疾患対策を考える上での検討材料の一つとして活用していきたいと考えております。

続きまして、配付資料にはございませんが、東京都アレルギー情報n a v i . に関連しまして情報提供を1点させていただきたいと思っております。

画面共有の画面を御覧いただければと思います。つい先日、東京都アレルギー情報のT w i t t e r を開設いたしました。アレルギーや花粉症に関する情報を発信していく予定でございますので、ぜひフォロー、またはご参照いただけると幸いです。

資料3の説明につきましては以上になります。

○岩田会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、施策のほうもnavi.の言及がたくさんございましたが、ご意見等いかがでしょうか。

阪東委員、どうぞ。

○阪東委員 阪東です。

G o o g l eアナリティクスを使った解析、非常に興味深く拝見いたしました。私、あまり使ったことがないのでよく分かっていないので教えてほしいんですけど、例えば、どういう検索ワードと一緒にアレルギー情報n a v i . に到達するのかというその検索ワードの組み合わせみたいなものまで分かるのでしょうか。というのも直接訪問ではなくてG o o g l e検索で到達する方が多いということなので、アレルギーという言葉は必ず入るかもしれませんが、組み合わせでどういったものに関心があるのかとか、どういった情報を求めているのかということが深掘りできると今後の参考になるかなと思われましたので、教えていただきたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 阪東先生、ご意見いただきましてありがとうございます。ご指摘のとおりG o o g l eアナリティクスの解析では、どういうキーワードを検索して訪問したかまで分かるようになっております。月によってトレンドが大きく違うので、ここでなかなかお示しすることは難しいんですけども、例えば今のシーズンですと、花粉に絡めたキー

ワードで訪問される方が多いですとか、アトピー関係ですと、アトピーでスペース空けて何とか何とかという形で訪問している方が月にどれだけいるというところが分かりません。ですので、今後の啓発にどういうキーワードで検索し、サイトに訪れたかなどについては検討する材料として使ってまいりたいと考えております。

○岩田会長 よろしいでしょうか。

では、今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。昭和大学の今井です。先ほどの話にも出ましたけれども、次の世代の施策に関しては、このnavi.はかなり利用されるわけですが、現状として差はあるにしても4万とか3万とかというユーザー数ですか。これは今後navi.を中心とした啓発作業を行っていく上ではどれくらいの人数が都民の中で見てもらえるというところが目標というか目指すところと、啓発できたというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

また、見ていただかなければ始まらないところになりますけれども、この広報ですか、検索したときに上に上がってきやすいとか様々技があると思うんですけれども、そういったことに関しての何か取組はされているのでしょうか。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。具体的なお質問ですが、いかがでしょうか。

○事務局 ご意見いただきましてありがとうございます。先ほどもご説明したとおり月によってトレンドが大きく違うので、ユーザー数についてどれだけを指標とすべきなのかというところは、難しいところがあると考えております。

ただ、今後、例えば2月を対策の強化月間としていくときなどは、これまでの2月の実績と啓発を実施したときのユーザー数がどれだけ上昇するかなどは指標の参考にすべき点かなというふうに考えておりますので、そういった点は工夫しながら、また状況を見ながら検討していきたいと思っております。

また、Google検索ですとかYahoo検索で上位に出るような仕掛けですね。意図してできるものもあればなかなか意図してもできないものもごさいますが、できる範囲で最大限取り組んでいきたいと考えております。ご意見いただきましてありがとうございます。

○今井委員 そういうところも含めてくどいですが、現状の体制で十分であると現状ご判断されているのかという点と、アレルギー疾患、花粉症でも40%というデータもありますけれども、都民1,000万人いるとしたら100万人から200万人ぐらいは少なく見積もってもいる中で、やっぱり具体的な数値をある程度幅を持たせてもいいから目標持って取組をしていただけるといいかなというところが気になりました。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。設定するというのは難しい部分もあるかもわかりませんが、やる以上は高い目標でやるという気持ちの方が大事かとは思っています。ほかの委員の方々いかがでしょうか。

すみません。私からちょっと1点だけですが、先ほどの例えば、救命救急の部分も含めてnavi.に情報を載せるということを充実化を図るわけですが、navi.に行かないと見られないのではなくてnavi.を見た人は、例えば、エピペンの使い方なんかは自分のスマートフォンにすぐアクセスできるようなアプリみたいなものをnavi.のほうに用意してそれをダウンロードしておいてもらう、そんな感じの計画はいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 岩田委員、ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、すぐに必要な例えば救急時の対応の動画であるとかに行ける必要があると思いますので、その点につきましては、どういう手法を用いるのが一番いいのかということも含めて今後の検討課題とさせていただいて、必要なときに必要なページにすぐ、必要な動画にすぐたどり着くような形で検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 村山です。

このnavi.に関連して今年からTwitterでいろいろな情報を発信するという話がありましたけれども、花粉に関しては東京都が飛散開始日というのをプレスで発表しているのですが、飛散開始日の前に花粉症の患者さんは大体平均すると15%ぐらいが既に発症しているんですね。ですから、飛散開始日の発表はいいんですけども、週に2回くらい1平方センチ当たり1個未満の花粉が観測されたら少量の花粉が観測され始めましたというのをぜひTwitterで流してほしい。そこで初期療法とか早めに予防対策を取っていくように呼びかけていただく。

そして、もう一つは、そのTwitterに「詳しくはアレルギーnavi.」、あるいは「ほかのアレルギーに関する情報もアレルギーnavi.」というコマーシャルじゃないですけども、そういったものを入れて流してほしいなという気がするんですね。実際の東京都の人口からするとまだまだnavi.のアクセス数は少ないなという気がしているので、その辺をぜひ工夫していただきたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。これも具体的なお提案です。何か事務局、いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 村山委員、ありがとうございます。おっしゃったとおりちょっと対応について検討してまいりたいと思います。もう既に、先日発表させていただきました花粉の飛散予測ですね。村山委員も委員会に入られているかと思いますが、飛散開始日と今年の春の飛散数については追加で公表させていただいているところでございますけれども、それ以外も含め、花粉症の患者様に必要な情報、今おっしゃった少量の花粉の観測等も検討しながらTwitterでするとともにその中で情報navi.に、ホームページに行ってください、見ていただくような形で紹介していきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

以上で、この議題2はよろしいでしょうか。

(なし)

○岩田会長 それでは、最後に全体を通してのご質問、ご意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

(なし)

○岩田会長 かなり具体的なお質問が出ましたが、一通り出たという感じでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 では、予定よりは早めではありますが、比較的たくさん出たということで、ここで質疑応答は終わらせていただきたいというふうに思います。進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、本日は貴重なご意見を多数頂戴いたしまして本当にありがとうございました。いただいたご意見を基に今回お示しした計画案の修正等検討しまして、パブリックコメントを行う予定でございます。

今回いただいたご意見は、内容に関わる部分も含め、将来的な長い目で見た東京都の方針についても多数ご意見いただきましたので、このご意見を基にまた修正について検討していきたいというふうに考えております。

この後、パブリックコメントを行わせていただいて、先ほどご説明いたしましたとおり最終的には3月末には新たな計画、改定した計画を公表する予定でございます。公表前には、また委員の皆様にご改めましてお知らせさせていただく予定でございます。

また、来年度の予定ですけれども、今年度同様2回開催させていただく予定でございます。1回目は7月頃を予定しておりますけれども、時期が近づいてまいりましたらまた日程調整のご連絡を差し上げます。

最後に事務連絡になりますが、冒頭でも岩田会長より確認がありましてとおり、本日の議事録は公開となります。後日、改めて委員の皆様にご確認いただきまして、その後、ホームページで公表する予定でございます。お手数をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(午後 8時41分 閉会)